
4. よくある質問と回答

SHIFT事業支援機関 公募説明会

2024年2月9日



The logo for SHIFT, featuring the word "SHIFT" in a bold, italicized, blue font with horizontal lines through the letters.

- 1. 公募要領に対する質問と回答**
- 2. 応募申請書に対する質問と回答**
- 3. その他の質問と回答**
- 4. 問い合わせ先**

1. 公募要領に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q1	6.2.3 DX型計画策定支援への対応	DXシステムの導入実績がない場合でも、「DX型計画策定支援」に対応可能としてもよいですか。
A1		導入実績が無い場合でも、対応可能として申請できます。対応可能な場合は、「様式1別紙3」で「○」を必ず選択してください。
Q2	6.3.1（支援機関の）責務	支援責任者として、請負契約をしている候補者を登録したいが、問題ないですか。
A2		支援機関は、「6.4.1 責務」を全うする社員等を支援責任者として配置する必要がありますので、雇用関係にある方を登録してください。
Q3	6.3.2（支援機関の）登録要件（1）	会社の分割で、新設会社に業務移管がされますが、新設会社が設立後2年を経過していないと、登録要件を満たさないのでは、応募できませんか。
A3		新設会社が元の診断・コンサル事業を継承している場合には、分社化等を証する書類（様式自由）と元の法人等の決算書類を提出することで、応募することができます。

1. 公募要領に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q4	6.4.2（支援責任者の）登録要件（2）【経験要件】	過去にSHIFT事業等を実施したが、途中事業者の都合で中止となった案件があります。経験要件の年度別実績件数に含めることができますか。
A4		中止になった案件は含めることはできません。診断を行い、報告書を作成した案件のみの件数としてください。
Q5	6.4.2（支援責任者の）登録要件（2）【経験要件】	支援責任者の更新申請の場合も、過去5年間で診断事業の実績が3件以上なければ登録できないのでしょうか。
A5		診断事業の実績が平成31年度（令和元年度）～令和5年度で、3件以上なければ登録できません。類似診断事業／ESCO事業等の場合は、令和6年1月末までに完了した事業が該当します。
Q6	6.4.2（支援責任者の）登録要件（2）【経験要件】	類似診断事業の報告書は、どのような内容になっていればよいですか。
A6		公募要領P15 に記載の①～④の要件を満たし、詳細に記載されている必要があります。特に受診事業所を総合的に診断している必要がありますので、空調設備だけ、蒸気システムだけを診断したものは要件を満たしません。

2. 応募申請書に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q7	様式 1 「応募申請書」	「責任者部署・役職・氏名」の記載欄は代表者を記入するのですか。
A7		法人の代表者でなくとも構いません。
Q8	様式 1 別紙3 「支援機関リスト」	項目の会社の「URL」「PR」は空欄でも問題ありませんか。
A8		支援機関リストに掲載を希望しない場合は、空欄でかまいません。
Q9	様式 1 別紙3 「支援機関リスト」	SHIFT事業の計画策定支援の実績件数には、設備更新支援を含めることができますか。
A9		設備更新支援は含めることはできません。計画策定支援で、事業完了したものに限りです。
Q10	様式 2 別紙 1 「支援責任者候補 の経歴と実績」	支援責任者の更新申請であっても、様式 2 のリストに記載した各人分の様式 2 別紙 1 の記載が必要ですか。
A10		更新申請であっても、すべての方の様式 2 別紙 1 を作成してください。ただし、更新の場合は資格証の写し（変更がない場合）は不要です。

2. 応募申請書に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q11	様式2別紙1 「雇用形態」	支援責任者候補が法人の代表者である場合、法人との間に雇用契約書は存在しないのですが、書類を提出する必要はありますか。
A11		法人の代表者は正社員とみなしますので、申請の際に、書類を提出する必要はありません。
Q12	様式2別紙2 「副支援機関」	副支援機関を記入しないで応募申請し、その後必要性が生じた場合に、副支援機関を登録できますか。
A12		副支援機関の追加登録の申請は可能です。
Q13	添付資料1 「直近2期分の 決算書類」	「直近2期分の決算書類（財務諸表）」とありますが、今年の決算書類の公開が3月31日の場合は、どの年度になりますか。
A13		現時点で決算書類の最新版からさかのぼって、2年分を提出してください。

2. 応募申請書に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q14	[添付資料3] 「資格証の写し」	エネルギー管理士の資格証は、合格通知書でもよいですか。
A14		エネルギー管理士は免状が必要です。資格証は、申請時点で有効であることが必要です。
Q15	添付資料 4 「診断報告書／省 エネルギーに関する 報告書」	類似診断事業の報告書等で守秘義務があるため、実施した事業者名を名伏せで提出してよいですか。
A15		事業者名が記載されている必要はありません。A社B工場のような形でも結構です。ただし、報告書に必要な要件を満たしていることが、確認できるようにしてください。

2. 応募申請書に対する質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q16	6.6.3 (提出方法と提出先)	応募申請書等の電子データをメールで送付する場合、ファイル容量が大きすぎて送付できません。対処方法を教えてください。
A16		<p>①支援機関窓口が指定するファイル送受信サービスを利用することができます。</p> <p>②セキュリティー付の大容量ファイル転送サービスで送付することができます。</p> <p>※①、②の場合は、事前に支援機関窓口にご連絡ください。</p> <p>③電子記録媒体（CD-RまたはDVD-R）に記録して郵送する。 電子記録媒体が読み取れない可能性があるため、公募締切直前に郵送する場合は、印刷した紙資料も同封してください。</p>

3. その他の質問と回答

NO.	対象項目	内容
Q17	申請中の内容変更	応募申請後、変更したい項目があります。応募申請書を差し替えてもらえますか。
A17		公募期間内であれば、支援機関窓口でメールで連絡し、差し替えの応募申請書を送付してください。

Q18	登録後の内容変更	支援機関登録の内容を変更したいので、変更の手続きを教えてください。
A18		提出している支援機関の応募申請書に、変更箇所を赤字で示し、Excelファイル一式をメールで送付してください。環境省の承認後、登録内容を変更します。（様式1別紙3の変更の場合、環境省のWebサイトへの反映に時間を要する場合があります。）

4. 問い合わせ先

SHIFT事業のお問い合わせ先は、環境省SHIFT事業のWebサイトに掲載の通り、内容によって異なります。

<https://shift.env.go.jp/contact>

補助金の執行や制度全般について

- 計画策定支援

設備更新支援（A標準事業、B大規模電化・燃料転換事業）

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）

事業運営センター 事業部

E-mail : shift@gaj.or.jp

※質問フォームに記入し、メールにて送付してください。

4. 問い合わせ先

- 設備更新支援（C中小企業事業）

一般財団法人環境イノベーション情報機構（EIC）

※ Webサイトの問い合わせフォームにてお問い合わせください。

<https://www.eic.or.jp/eic/works/subsidy/>

- 企業間連携先進モデル支援

一般財団法人 日本海事協会

E-mail : shift@classnk.or.jp

設備更新支援におけるCO₂の算定・検証、SHIFTシステムについて

株式会社 三菱総合研究所

E-mail : shift-sec@ml.mri.co.jp

4. 問い合わせ先

支援機関の公募、支援機関と事業者のマッチング
CO₂削減対策の効果の算定 (C事業の事前チェック以外) について

一般財団法人 省エネルギーセンター

SHIFT事業 支援機関窓口

E-mail : shift_eccj@eccj.or.jp

C事業の事前チェックについて

一般財団法人 省エネルギーセンター

SHIFT事業 運営事務局

E-mail : shift_check@eccj.or.jp

※お問い合わせは、電子メールでのみ受け付けております。



SHIFT